

平成 29 年度 板付北小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめの防止のための基本方針として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 児童・教職員の人権感覚を高める。
- (4) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- (5) 学校と家庭・地域各種関係機関や専門家と協力していじめ問題の解決にあたる。

《板付北小学校 いじめゼロ宣言》

自分の言葉や行動に責任を持ち、人の心を大切にします。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、児童自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。
- 児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 「いじめに特化したアンケート」を月1回実施し、学期に1回「いじめに特化した無記名アンケート」を実施する。
- QUテストを全学年で年間2回実施し、（1年生は年1回）結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、QUテストにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「いじめ防止対策委員会」を学期に1回開催する。また、校内生徒指導部会を月1回開催し、いじめ問題への組織的に対応する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめ問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教育委員会作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引き」（県教育委員会作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者のカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめ問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとる。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめ防止のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対策マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) 集団づくりレポート交流会では、要支援群の児童に話題の焦点をあて、全職員でどのように係わるかについて、研修を深める。
- (6) 地域懇談会の中で、地域・保護者と共に「ネット上のいじめ」に関する研修を行う。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の参画や児童の意見を取り入れ、児童や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

（1）組織の名称・役割

- 名称
 - ・ 板付北小学校校内いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
 - ・ 学校における，いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童生徒への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

（2）組織の構成

校長，教頭，教務担当主幹教諭，生徒指導担当教諭，養護教諭，S C，S S W，該当学年教諭，必要に応じて生活力向上部の教諭，

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

（1）組織の名称と役割

- 名称
 - ・ 板付北小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 重大事態発生についての教育委員会への報告
 - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告
 - ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

（2）組織の構成

- ・ 校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当，人権教育担当，養護教諭，S C，S S W，P T A，地域役員，スクールサポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P D C Aを記入）

月	児童への取組 児童の活動		職員研修等		チェック
4	いじめアンケート①（記名）	D	いじめ防止基本方針作成		
5	いじめアンケート②（記名） 児童会による取組① （いじめ防止取組月間）	D PD	家庭訪問	D	
6	いじめアンケート③（記名） Q Uアンケート① 言葉に関するアンケート①	D D D	いじめ防止対策委員会① 学校サポーター会議① 学校警察連絡協議会 言葉に関するアンケート研①	DC DC D CA	
7	いじめアンケート④（無記名） 生活リズムアンケート①	D	個人懇談（夏季休業中） 集団づくりレポート交流①	D CA	
8	いじめゼロサミット参加	D	夏季研修会（Q U事例検討）	CA	
9	いじめアンケート⑤（記名） 早寝・早起き・朝ごはんアンケート （P T A）	D D			
10	いじめアンケート⑥（記名） 児童会による取組② （「ほかほかの木」取組月間）	D PD	地域懇談会	DC	
11	いじめアンケート⑦（記名） 「ほかほかの木」取組状況報告 出前授業 携帯教室（6年）	D CA D	いじめ防止対策委員会② 学校サポーター会議②	DC DC	
12	いじめアンケート⑧（無記名）	D	冬季研修会（Q U事例検討）	CA	
1	いじめアンケート⑨（記名） 生活リズムアンケート② 言葉に関するアンケート② 出前授業 ネット上のいじめ（5年）	D D D D	言葉に関するアンケート研②	CA	
2	いじめアンケート⑩（記名） Q Uアンケート②	D D	いじめ防止対策委員会③ 学校サポーター会議③	CA CA	
3	いじめアンケート⑪（無記名）	D	集団づくりレポート交流②	CA	

※ いじめ防止取組月間は1学期に設定すること。

※ チェック欄は，A・B・Cを記入（Aが上位）